

公民館設置基準の新旧対照表

前回の第4回ワークショップで、公民館の部屋名についての経緯について、ご質問がありました。以前の「公民館の設置及び運営に関する基準（文部科学省告示）」が告示された昭和34年当時、施設・設備が不十分な公民館が多かったことから、公民館として備える施設まで規定されていましたが、現状に即して、平成15年に公民館としての役割を規定する内容へと変更されました。ここでは、その新旧対照について、ご紹介します。

公民館の設置及び運営に関する基準

旧	新
（趣旨）第1条 [省略] （対象区域）第2条 [省略] （施設） 第3条 公民館の建物の面積は、330m²以上とする。 ただし、講堂を備える場合には、講堂以外の建物の面積は、230m²を下らないものとする。 2 公民館には、少なくとも次の各号に掲げる施設を備えるものとする。 一 会議及び集会に必要な施設（講堂又は会議室等） 二 資料の保管及びその利用に必要な施設（図書室、児童室又は展示室等） 三 学習に必要な施設（講義室又は実験・実習室等） 四 事務管理に必要な施設（事務室、宿直室又は倉庫等） 3 公民館には、前2項に規定するもののほか、<u>体育及びレクリエーションに必要な広場等を備えるように努めるものとする。</u> 4 第1項及び第2項に規定する施設は、<u>公民館の専用の施設として備えるよう努めるものとする。</u> （設備） 第4条 公民館には、その事業に応じ、<u>次の各号に掲げる設備を備えるものとする。</u> 一 机、椅子、黒板及びその他の教具 二 写真機、映写機、テープ式磁気録音再生機、蓄音器、テレビジョン受像機、幻燈機、ラジオ聴取機、拡声用増幅器及びその他の視聴覚教育用具 三 ピアノ又はオルガン及びその他の楽器 四 図書及びその他の資料並びにこれらの利用のための器材器具 五 実験・実習に関する器材器具 六 体育及びレクリエーションに関する器材器具 ～第5条以降省略	（趣旨）第1条 [省略] （対象区域）第2条 [省略] （地域の学習拠点としての機能の発揮） 第3条 公民館は、<u>講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。</u> 2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、<u>学習情報の提供の充実に努めるものとする。</u> （地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮） 第4条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、<u>家庭教育への支援の充実に努めるものとする。</u> ～第5条以降省略